

総合防災対策特別委員会記録

開催日時 令和2年9月8日(火) 13:02~14:10

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

清水 勉 委員長

山中 益敏 副委員長

小村 尚己 委員

池田 慎久 委員

小林 照代 委員

尾崎 充典 委員

小泉 米造 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 杉中 危機管理監 ほか、関係職員

傍聴者 0名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○清水委員長 それでは、提出予定議案、または、その他の事項も含めて質問があればご発言願います。

○小林(照)委員 まず、「9月定例県議会提出予定議案の概要」の11ページの橋りょう耐震補強事業についてお聞きします。

耐震補強が必要な橋りょうの対策を重点実施するという予算ですが、以前、新聞で奈良県には耐震補強が必要な橋りょうが大変多いという記事を読みました。

そこで、お尋ねします。奈良県の管理する橋りょうはどれぐらいあるのでしょうか。また、今回の予算では、杉谷大橋ほか4つの橋が対象ですが、耐震補強の対象となる橋りょうはどれぐらいあるのか、そして、それらの橋りょうの対策は、これからも計画的に進めるのでしょうか。

○六車道路保全課長 奈良県が管理する橋りょうは、全部で2,340橋あります。こ

のうち耐震補強が必要な橋りょうについては、緊急輸送道路上のもので橋長が15メートル以上のものと定めています。これに該当する橋りょうが476橋ありますので、これらを対象に橋りょうの補強を進めているところです。

やり方については、約100年に1回程度、震度6以上の揺れに見舞われる地域を、国立研究開発法人の防災科学技術研究所が地図で示しているため、その地図に基づいて進めているという状況です。

○小林（照）委員 耐震補強の対象となる橋りょうが476橋あり、今回は杉谷大橋ほか4つの橋ということで、まだまだなので、計画的に進めていただきたいと思います。

次に、道路災害防除事業についてお聞きします。

豪雨、台風などの災害が起こるたびに、道路斜面の崩壊や落石で通行ができなくなるニュースをよく聞きます。今回の予算では、国道168号ほか16路線が対象になっていますが、その他の路線でも危険と思われる箇所が多数あるのではないかと思います。このようなところに対して、県として、これまでどのような対策をしてきたのか、今後はどのように対策を進めるのかお尋ねします。

○六車道路保全課長 ご承知のとおり、まだまだたくさんありますが、県では、道路防災点検をしており、これに基づいて箇所を特定し、対策を進めております。前兆現象が見えたところ、緊急輸送道路沿い、集落の周辺などを中心に事業を進めております。事業の内容については、落石対策のため、網を張ったり、山を切るなどの対策を実施しております。

○小林（照）委員 橋りょうもそうですが、落石でも通行がストップすると思うのです。その道を通るしかない方々にとっては、生活が丸ごと奪われてしまうことになるので、危険と思われる箇所の調査と検討を精力的に進めていただくよう求めておきます。

次に、避難所の問題についてです。

災害が相次いでおり、人類の生存条件が脅かされる事態になっております。このような状況にどのように対応するのかという点では、避難が最重要課題になってきていると思います。備えに優先順位を付けるなら、災害から逃れる避難を最優先に位置づける必要があると思います。一昨日、強い台風第10号が接近した九州、山口県では、各地に避難指示が出され、多くの方々が避難所に行かれたわけですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、どの避難所も収容人員が限られているので、たちまち満室になり、入れない状況になりました。一方で、新型コロナウイルス感染症を心配して避難所を避け

る人も多く、ホテルなども満室になってしまったということです。

それから、今日の新聞ですが、熊本県では14市のうち11市で避難所が満員になったという記事がありました。私はずっと避難所の問題について質問しているのですけれども、避難所の絶対量が不足しています。県内市町村は、指定避難所以外の避難所の確保に取り組んでおり、その情報を提供していくと、これまで答弁をいただいております。

県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」にも一部それらが紹介されていますが、その後、指定避難所以外の避難所の確保という点では、各市町村で、どのような取組が進められているのでしょうか。また、全ての市町村で進んでいるのでしょうか。

それから、国はできるだけ多く避難所を指定するために、学校、公民館、空き教室の使用、国有施設や県有施設の活用、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用などを自治体に求めてきています。

お尋ねしたいのは、ガイドラインの中では、国有施設、県有施設のうち活用可能施設については国や県より提供される予定とあり、旅館、ホテルなどは、活用に前向きな施設一覧が提供される予定とありますが、一覧の提供はあったのでしょうか。また、提供された施設はどれぐらいあるのでしょうか。

それから、国は避難所において、症状のある人の専用スペースを設けるよう求めているのですが、専用スペースの確保については、どのように進めているのでしょうか。

まず、3点お尋ねします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当） まず、1つ目は、通常の避難所以外の臨時避難所の確保についての市町村の状況です。

避難所の開設、運営は、災害対策基本法に基づき市町村が実施しているところですが、県が市町村に対して臨時避難所に関する照会をしたところ、奈良市を含めて半数の市町村については既に定めており、残りはまだ検討中と確認しております。

具体的な施設としては、検討中の施設も含め、指定避難所ではない市町村有の集会所や公民館などを中心に、地域内に所在する宿泊施設や県有施設、民間のビル等が挙げられております。

2つ目は、国から提供されている宿泊施設のリストについてです。

このリストは、災害時における避難所等への活用について前向きな宿泊施設のリスト

として提供されているものであり、県内では10施設が一覧に掲載されています。

3つ目は、感染者等のための専用スペースの確保についてです。

国から感染者等のための専用スペースが必要な旨の通知が出されており、県から市町村へも周知しているところです。

県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」においても、感染の疑いがある避難者が出た場合に備えて、隔離できる専用スペースの確保について言及し、市町村への対応をお願いしているところです。

また、濃厚接触者の避難の対応についても、各市町村において受入可能な避難先をあらかじめ決めておくよう依頼しており、場所は非公表としていますが、全ての市町村において考慮されているものと考えております。

○小林（照）委員 避難所の数が非常に不足していることが明らかになっていますので、先ほど、まだ半数のところ、ガイドラインに基づいての取組がこれからという答弁がありました。ぜひ促進していただきたいと思っております。

次に、避難行動についてお尋ねします。

「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」には、避難行動について（1）から（3）まであり、（1）自宅での待機の検討、（2）指定避難所以外への避難の検討、（3）必要な物資等の持参となっておりますが、国は4月の通知の中で、自宅、親戚や友人宅、ホテル、旅館などの分散避難を勧めていると思っております。

避難所以外への分散避難は、自治体からの情報や物資が大変届きにくく、孤立しやすいということで、熊本地震のときに実際に起きたのですが、1週間、自宅のトイレですっと過ごして、食べ物は冷蔵庫に残っていたものを食べていたのですけれども、食べるものがなくなってしまったということです。過去の災害では、命に関わる事態も幾つか起きています。

そこで、特に自宅待機者、避難者に食料など必要な物資が届けられる支援について、どのように考えているのか、実際にどのようにしているのか、お尋ねしたいと思います。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当） 災害時の避難というのは難を避けることであり、避難所に行くことだけではなく、安全なところで身の安全を守ることが避難であるということと呼びかけております。住民には、防災の基本である自らの命は自らが守るという自助の原則に基づき、まずは各家庭において、日頃からできるだけ1週間以上の食料、飲料

水、その他生活必需品の備蓄を進めていただくようお願いしているところです。

小林委員お述べの自宅にとどまっている方への支援ですが、一昨年7月豪雨のときに、県職員が愛媛県宇和島市の避難所支援に行った際に、避難所に避難していない方、自宅にとどまっている方に情報が届かないということを目の当たりにし、大きな課題であると認識しております。そのため、本年3月に修正した奈良県地域防災計画において、避難せずに自宅にとどまっている方、車の中に避難している方に対して市町村が行う支援事項を定めております。

支援事項の1つ目として、自宅にとどまっている住民等に対しては、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努めるとしております。

2つ目として、車中泊で避難している住民に対しては、エコノミークラス症候群防止などの健康管理対策や食料配給時間などの情報提供、必要な食料数の把握のための避難者名簿の登録に努め、屋内避難所への入所等を勧奨するとしてしております。

今後市町村と連携しながら、避難についての周知に努めたいと考えております。

○小林（照）委員 自宅での避難者についても、答弁いただいたように、奈良県地域防災計画の避難生活計画に記載されております。在宅被災者等への支援体制の整備については、在宅被災者等が食料、物資、情報、サービスを確実に受け取ることができるよう市町村が支援体制の整備に努めるとありますので、どの地域でも、自宅での避難者に対して、きちんと支援が届けられるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、物資の備蓄についてです。

これまで、備蓄についてはいろいろと質問してきましたが、「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」には、感染症対策に必要な物資の準備として、（1）予防及び健康管理に必要なもの、（2）消毒用品等、（3）避難所運営スタッフの個人防護具、（4）感染症の発生に備えた物資という4分類で記載されております。

その中で、前回は質問したのですが、マスク、体温計、間仕切り、段ボールベッド、消毒用品などは、（1）に分類され、新型コロナウイルス感染症対策において、特に必要なものとお聞きしました。そして、これらについて確保していきたいとの答弁をいただいたのですが、確保できたのか、または確保の見通しについて、現在の状況がどのよ

うになっているのかお聞きします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当） 新型コロナウイルス感染防止対策に有効とされているマスク等については、6月議会の補正予算において5,000万円の予算をいただき、現在、購入を進めているところです。マスクについては12万枚を確保し、段ボールベッド、段ボール間仕切り、非接触体温計についても順次発注しており、近々納品される予定です。それぞれ100ずつですが、まとまった数を入手するのが非常に困難な状況です。全国で皆が買っているという状況の中で、まず100ずつ確保したというところです。今後は、発注の見込みが立ち次第、随時発注を続けていきたいと考えております。

○小林（照）委員 消毒用品などはどうでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当） 消毒液についても発注の準備を進めておりますが、より効果のある高い濃度の消毒液の入手が非常に難しいという問題があります。一定程度、確保の目処は立っておりますが、一方で、保管場所の問題があります。消毒液は、高い濃度のものを大量に保管するには消防法上の許可が必要であり、あまり1か所にたくさん置けないため、発注しても置く場所がないということでは困るので、置き場所も含めて調整に努めているところです。調整ができ次第発注し、必要な量を確保したいと考えております。

○小林（照）委員 いろいろと細かい点についてお聞きしてきましたが、最後は意見です。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、ガイドラインに事細かに記載され、検討もされております。

先ほど言いましたように、住民には指定避難所以外の場所への避難を勧めてきています。避難所は3密であり、避難所での集団感染の危険性は否定できない状況にあるのではないかと思います。背景については、ずっと言ってきましたけれども、避難計画では、学校などを一時的に指定避難所として利用してきたと思います。避難所は学校が多く、避難者が長時間滞在できる機能・環境がありません。

6月定例県議会の委員会での質問のときに、雑魚寝という言葉を使いましたが、日本の避難所というのは、国際的に見て異様な状態であり、世界で日本の避難所がどのように見られているのかは、雑魚寝という言葉によって表されております。世界から驚

き目で見られていることが、避難所・避難生活学会などの資料に書かれております。

新型コロナウイルス感染症の問題が起こり、災害が重なってくる中で、避難所では、人権の尊重が保障されなければなりません。また、災害に対しても安全で安心できる地域をつくっていく、安心して避難できる生活環境と機能を備えたコミュニティーの施設を、それぞれの地域にも充実していくことが、これからの課題であると思っておりますので、意見として申し上げておきます。

○山中副委員長 質問の前に、今回、大型で非常に強い台風第10号が、九州全土を暴風雨に巻き込みながら北上し、6日から7日にかけて各地で甚大な被害が発生しました。この影響によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興をご祈念申し上げますところでは。

先ほど小林委員が、避難所の在り方や、6月定例会で知事から、ガイドラインのまとめができて、各市町村に周知徹底していくと答弁がありましたが、その後の状況について質問されたので、それらは省いて質問します。

地域防災計画、ハザードマップ等の見直しをされていると思います。そのような中で、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある避難所についてお尋ねしたいと思います。

令和2年7月豪雨は、熊本県を中心に九州や中部地方など、日本各地で発生した集中豪雨であり、豪雨に見舞われた九州では、避難所が浸水のために開設できない、もしくは閉鎖に追い込まれるということが各地で相次いだという報告がありました。

同様に、土砂災害警戒区域にある避難所においても、西日本豪雨で大規模な土砂崩れが起きた広島県安芸郡熊野町では、指定避難所13か所のうち、実は4か所がこの区域内にあったということで風水害時の指定を解除したということでした。そのような中で、避難所の見直しというのは、もちろん市町村が事前に進める事項であることは認識しておりますが、県として、この状況をどのように把握し、具体的にどのような支援をしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当） 災害対策基本法施行令において、指定避難所の指定基準として、「被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること」、「想定される災害の影響が比較的少ない場所にあるものであること」などと定められており、市町村においては、これらの基準に沿って地域内の公共施設を中心に、指定避難所を定めて

いるところです。

山中副委員長ご指摘のように、一部の避難所については、ハザードマップにおける浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する施設が指定されているのは事実です。県としては、市町村に対して、まずは土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に位置する指定避難所の移転や代替施設の指定変更等についてお願いしているところです。避難所施設の安全確保については、昨年度から防災統括室と砂防・災害対策課の2課で順次市町村に出向き、ヒアリングを実施しており、引き続き市町村に対して避難所の安全確保について働きかけていきたいと考えております。

また、市町村では、洪水の発生が予測される場合には浸水想定区域内にある避難所は開設しないといった、洪水や地震などの災害に応じて開設する避難所をあらかじめ決めていくという運用をしております。

○山中副委員長 今、県内の各市町村も、そのような基準に従って見直しを行っており、実際に浸水が想定される場合は開設しないことも含めて取り組んでいるという答弁でしたし、県でも2課と一緒に市町村への啓蒙も進めていると認識しました。

今回、台風第10号が来て、大きな影響が出たわけですが、ここ最近の台風の数を見ると、必ずしも全ての台風が近畿地方に来るわけではありませんが、大体30前後の台風が発生しているので、そう考えると今年は、まだ20ぐらいの台風が発生する可能性もあると思います。

そのような中で、避難所について、県はスピード感を持って、しっかりと掌握していただきたい。また、必ずしも指定避難所だけが私たちの避難先ではないということは、もちろん行政から話をされていますが、私たち県民も、避難所以外の避難先を念頭に置きながら、いざというときは自らの命を守る対応を取っていかなければならないと思いますので、しっかりとPRに努めていただくよう要望して質問を終わります。

○清水委員長 ほかに質問はありませんでしょうか。

先ほど小林委員から、人権を保障する避難所、コミュニティー施設の充実を図るといった取組を充実されたいと意見がありましたが、ぜひとも奈良県としても各市町村への取組を進めていただきたいと思います。

ほかになれば、これで質問を終わります。

それでは、理事者の方はご退室願います。ご苦労さまでした。

委員の方は、お残り願います。

(理事者退席)

それでは、ただいまから本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言願います。

参考に、これまでの委員会で各委員からいただいた意見等を整理した資料をお手元に配付しております。

それでは、今後、当委員会で取り組むべき方向、また、特に議論を深めるべき課題や論点等についてご意見をいただきたいと思います。ご発言よろしく申し上げます。

○小村委員 私が6月定例会の委員会で、防災備蓄品について共同調達を考えていただきたい旨の発言をし、その際の答弁では、今後、検討していくということでしたので、資料に載せていただきたいと思います。

○清水委員長 発言内容が漏れているということですか。

○小村委員 そうです。

○清水委員長 事務局で再確認して載せるようにしてください。

非常に台風も大型化してきており、また、災害の内容が過去のものとかかなり違ってきています。先ほど山中副委員長、小林委員からも発言がありました。今回、新型コロナウイルス感染症が発生しましたので、特に避難所において、今までと全く違った運営をしなくてはならない。そのような中で、現実にもどのように運営のことを考えているのか、非常に不安な思いがあります。先ほどの理事者の答弁では、災害対策基本法にあっては各市町村がすべきことということで、少し横の線引きが入っていますが、そうではなく、奈良県として、このような方向でやっていただきたいということを整理していかないといけないと思います。当委員会は特別委員会ですので、特にこのことに特化して検討していただき、今後必要な項目について、皆様から意見をいただければと思いますのでよろしく申し上げます。

○小林(照)委員 ずっと避難所について取り上げてきているのですが、今、清水委員長がおっしゃったように、避難所は市町村が指定するものだと、質問の第一歩で、そのように答弁される状況でした。法の下での位置づけもあるとは思いますが、今、おっしゃったように、これだけ災害が重なってくると、その対策は市町村レベルの範囲を大きく超えています。特に新型コロナウイルス感染症の問題では、医療なども入って

きて広域にわたります。また、県が地域防災計画をつくっているわけですが、指定された避難所というのは計画にも生かされます。

例えば、避難所の拡充については市町村がやることとしてしまうと、財政力がない市町村では、なかなかできないことになりますので、県がきちんと支援することや、先ほど県有施設、国有施設について質問しましたが、それらの施設へは、それぞれの地域で協力を求めるとなっているのですが、やはり県としても、この辺の地域だったらこの問題があるということを、きちんと把握して求めていくことが、これからは必要ではないかと思います。

○清水委員長 先ほど答弁を聞いていて思ったのですけれども、小林委員が備蓄品、特に消毒用のアルコールの備蓄について質問されましたが、その答弁の中で、消防法の関係で備蓄があまりできないという話があったと思います。1か所に大量に備蓄ができないということですが、県が消防法の規定に基づき、きちんとした設備を設けて市町村へ配給ができるよう考えないといけないと思いました。

そのため、横串をきちんと刺して、なおかつ縦串も刺して、今後、県が総合的にやっていく部分と、各市町村に自治体として励んでいただく部分を分ける必要があるのではないかという気がします。当委員会には今後1年間弱しか時間がありませんので、その中で、どの点を重視して議論を活発化していったらよいのかと思いますが、中村委員、どうでしょう。

○中村委員 今年は県内調査を実施しないですが、去年は実施して見学しています。

資料に意見が書いてありますが、議員が実際に現場で言ったことの解決策などを、やはり定期的に理事者側から報告してもらわないといけない。例えば、大川橋に行っていますが、これは大変な工事です。しかし、この工事を今後どうやっていくのか、いつまでに完成させるのか。具体的に言うと、現地に行って、見て、意見を言って、それで終わりということではなく、現地の実情を踏まえて議員が提案した改善策等について、やはり1日も早く理事者側からフィードバックしてもらおうという方向性も大事ではないかと思うのです。実際に大川橋に行って、その後どうなったのですか。行って、見て、難工事だと思って、それっきりで時間が経過していますが、2年後にはこうなって、3年後には完成するといった話を、もっと委員会で詰めていけばよいのではないかと思います。

今年の県内調査は中止ですけれども、これから委員会では、県内調査に行った後に出

た課題を、理事者側から定期的に報告してもらうことを提案します。期限を決めて、終着駅をある程度明確にすることも大事だと思います。特に災害時には、やはり一定のルールをつくってやらないと、災害のたびに問題提起していると大変だと思うのです。テレビを見ていると、家が床下浸水になっていますが、制度的な補助は別にして、あとは個人で解決しているわけです。そういうことを……。この委員会の一番の重要課題は何か。

○清水委員長 その前に、今、中村委員から提案のあった県内調査の件ですけれども、基本的には、新型コロナウイルス感染症対策として、県内調査には行かないという申合せになっていますが、議論していただいて、どうしてもこの場所については必要だということであれば、インターネット中継が終わった後に議論していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、今、中村委員がおっしゃったのですけれども、主眼点をどこに置くのかですが、ハード的なものについては、常任委員会である建設委員会がありますので、主としてそちらで議論していただくことになると思います。

当委員会は総合防災対策という名前ですので、あらゆる災害で発生し得ること、それによって県民の皆様が苦勞されること、特に避難所運営については先ほどから小林委員から意見をいただいておりますが、そのような中で、今後、避難所の件も主体的に議論していくべきではないかと思います。併せて、我々が過去に遭った災害は、それぞれ内容が異なるので、それらを参考にした上で、各市町村が主体となっている災害対策基本法を検討して、県として、どのような方法でバックアップしていくのが一番よいのかということの主眼に置いていただければと私は思います。

○小林（照）委員 橋りょうについて質問しましたが、奈良県で耐震補強が必要な橋りょうは476橋あるわけです。先ほど、もっと細かく聞きたかったのですが、今の段階では答弁しようがない状況でした。道路もそうですが、落石などについて、もう少しテナポを速めてできないのかと感じています。

○清水委員長 いずれにしても予算が絡んできます。476橋を、仮に毎年40橋の工事を行ったところで、多分40橋は無理だと思いますが、10年かかるわけですので、実際の優先順位の付け方や、内容の確認を当委員会でもきちんとしていく。目標をきちんと持った上で、限られた財源の中で、どのような方向で進めていただくのか、まず確認しないといけないと思います。

○小林（照）委員 いろいろな災害が重なってきていますが、災害から命を守るために、最近、「命を守る行動を取ってください。」とよく言われますけれども、避難所の問題は物すごく大きくて、最優先課題ではないかと思います。災害関連死が非常に増えてきており、もともと避難所の環境改善が迫られているところに、今度は新型コロナウイルス感染症対策が重なり、課題が増えてきています。命を守るためには、先ほどから言っているように、県の役割をきちんとさせていくことが必要だと思います。

○清水委員長 小泉委員、何かありますでしょうか。

○小泉委員 奈良県として、避難所における備蓄はどうあるべきかという中で、何を確保しておかなければいけないのかが市町村任せになっているわけですから、尾崎委員が出された資料によると、備蓄は市町村によってばらばらです。そのため、「ぜひとも必要なものはこういうものだから、市町村は必ずこれは備蓄しなさい。」と指導していくべきだと思います。財源の問題があるのでしょうかけれども、県として、もっと強力で指導していただきたいと思います。

○小林（照）委員 自主防災会が各地にできて、防災士がどんどん増えているのですが、その方たちから備蓄の問題についてよく聞きます。備蓄があるところ、ないところがあり、ばらばらで、本当に足りないということです。県でも、この春ぐらいまではマスクが全然なかったということで、驚きましたが、幾つかの市町村しか備蓄がなかったということでしたので大きな問題です。

○清水委員長 それぞれの市町村が相互応援するにしても、共通リストがなければ、そこから幾ら出したということも分からないわけですから、必要な物の共通リスト作りは、県が主導する必要があると思います。

尾崎委員、何かありますでしょうか。

○尾崎委員 台風第10号が九州を襲ったのですが、1か月ぐらいたつと、いろいろなことが整理されてくると思うのですが、まだ報道もきちんとされていない段階です。

一番切ないのは、先ほど小林委員がおっしゃったように、避難所に行ったのに「いっぱいだから帰ってくれ。」ということです。もし、亡くなった方や、けがをされた方がいれば大変なことです。避難するのにも勇気が要ると思います。今回は、気象庁が前向きに数値を示して、これは危ないということを正確に通達してくれた結果、避難された方が1桁、場合によっては2桁ぐらい増えて、その結果、ホテルに逃げた方もいらっし

やいました。

私は以前から非常に疑問に思っていることがあります。私が逃げる場所は、地元の避難所である小学校などですが、そこがいっぱいの場合、例えば、斑鳩町や奈良市に逃げるのが本当にできるのか、非常にグレーです。東京都では、ホームレスの方を排除したところもありました。住所地の避難所ありきでなかった場合、法的な裏付けは調べないと分からないのですけれども、場合によっては文化会館などの県有施設を、県が主体となって避難所として開設してもよいのではないかと思います。例えば、橿原文化会館に私が逃げてもよいということならば、そちらに逃げたほうがよい場合もあります。また、たまたま吉野に行っている場合もあれば、奈良市内にある県議会に來ている場合もあり、様々な状況で、どうしても逃げないといけないときに、地元の避難所がいっぱいの場合、県有施設がきちんと避難所として運営されていれば、そこに逃げられます。

新型コロナウイルス感染症対策を前提にすると、3密にならないようにするためにはスペースが絶対的に足りないと思います。先ほどの答弁では、半分ぐらいのところを検討に入っているということですが、実際には、にっちもさっちもいきません。台風によっては、現在の想定5倍、10倍、それ以上の方が避難します。奈良県も台風に関しては、直撃を食らった場合、ほぼ同じような状態になることは明らかです。当然、地震も踏まえてですが、年に何度か来るので、10日後にやってくるかもしれません。

そのようなことを踏まえて、県が主体性を持って避難所を開設することが、法的に駄目とは思えないので、検討して県民の避難所を開設できればよいと思います。市町村の負担の軽減にもなりますし、「ここがいっぱい場合はあっちに行ってよ。」と言えれば、明確ですので早目に逃げれば行けるわけです。大きな台風が来たら避難の需要が高まるので、検討していてもよいと思います。

G o T oキャンペーンもやっているのですが、台風第10号の後に現地に行ったら怒られるのか、実際にどうなのか、駄目なのでしょうか。現場を見に行き、生の声を聞きたいと思うのですけれども、清水委員長、場合によっては検討していただければと思います。今、行っても多分混乱しておられると思います。避難者数がどれぐらいかといったことを、現場の役所等で教えていただけたら勉強になると思います。

○清水委員長 県内、県外を含めて、調査については、別途、議論していただきたいと思います。

先ほど理事者から答弁がありました。レッドゾーン等については、奈良県は

100%指定が完了しているのです、その区域に住んでいる方が、どれぐらい危機感を持っているのか、多分、把握できていないのではないかと思います。

今回の台風第10号では、土砂災害で亡くなられた方や、現在、行方不明の方もいる状況ですが、そこがレッドゾーンに指定されていたのかイエローゾーンだったのかも含めてデータが欲しいですね。それらについて、各市町村がどういう指導を行われているのかという問題だと私は思います。

池田委員、何かありますでしょうか。

○池田委員 やはり避難所の問題は、県民の皆さんからすれば、大きな関心事だと思いますが、現状、避難所の開設・運営等については市町村が行うことになっている以上、県としてどこまでできるのか。地域防災計画、ガイドラインなども含めて、例えば、備蓄物資についても最低どこまでは整える、人口何人当たりについて、どれぐらいのキャパシティの避難所を設けるといった、奈良県としての基準、ガイドライン、ルールといったものを決めていく必要があるのではないかと思います。また、避難所の開設・運営の在り方について、ある程度、市町村とも協議を重ねながら、県全体として方針を定めていくことが、今、できることだと思っています。

先ほどから県有施設の話が出ていましたが、県有施設については、有事の際の避難所として、どんどん市町村に提供していけばよいと思うのです。実際に猿沢インは、既に外国人向けの避難所に指定されていますが、結局、2年前に関西国際空港が冠水したときも、奈良市は避難所として開設しなかったのです。それでは、外国人はどうしていたのか、旅行者はどう過ごしていたのかという話を、2年前の観光振興対策特別委員会でしたことがあったのですが、せっかく避難所として県が施設を提供していても、肝心の市町村が開設しないということもあり得るわけです。こういったことについては、県と市町村が連携を密にしながら、最終的には市町村が判断することだと思いますが、県としてのルールづくりは大切だと思います。

○清水委員長 法律の壁あるいは谷になるのか分かりませんが、それがあつ以上、それをカバーするために、県としてどうするべきかということだと思います。実事例として外国人の観光客をどうしたらよいのかですが、これから新型コロナウイルス感染症対策が終わって、インバウンドが増えてくると、また同じことになっていきますが、大きい課題だと思いますので、それらも含めて本委員会で取り上げればと思います。

小村委員、何かありますでしょうか。

○小村委員 尾崎委員もおっしゃったのですが、私も避難所について要望を受けます。例えば、私の地元の法隆寺国際高等学校を避難所にする際に、この学校は安堵町との境目にあるので、安堵町の方も避難したいけれども、法律の壁があって、斑鳩町しか指定避難所として指定できないので、「町同士で話し合ってください。その際には県は拒むものではありません。」というのが県の見解です。それはそうなのですが、あまりにも不親切ではないかということです。例えば、各市町村で一定規模の災害が起こったときの避難人数等を計算した際に、斑鳩町や安堵町で、どうしても避難できない人が出てくる場合、県が責任を持って運営する避難所を、何か所か開設することも必要になってくるのではないかと思います。

コロナ禍においては、避難所は絶対に密になるので、現在、市町村は、避難所の数を多くしようという取組をされていますが、市町村議会での答弁では、平成29年の台風による大雨のときでも、1つ、2つの避難所を開設するのにも、かなり市町村職員のマンパワーが必要であったのに、コロナ禍においては3つ、4つ開設することになるということで、本当にできるのか疑問であり、私は無理なのではないかと思っているのです。

その際には県が、「西和地域ではここですよ。北和ではここですよ。」と、県職員のマンパワーで、足りない部分を補ってくれる施設を開設することも必要になってくるのではないかと思います。

○清水委員長 全ての県職員が奈良県の住民であるのかということはありませんが、避難所の開設で一番問題になるのが、実際に避難所で動いていただける方は、ほぼ地元の住民の皆さんだと思います。ふだんからフェース・ツー・フェースの関係にあるということが非常に大事だと思います。今、おっしゃったように、高等学校や県有施設などを避難所にしたとき、あるいは名前はどうか分かりませんが、総合避難所にしたときに、実際にどのような方が来られてサポートしていただけるのか、現状では分かりません。そのため、市町村と、もう少し密になって、この場所については、県が積極的にサポートする体制を取るとすることも検討事項ではないかと思います。

山中副委員長、改めて何かありましたら。

○山中副委員長 もう皆さんから避難所等に関する詳細な部分は、たくさんおっしゃっていただきました。

今後、当委員会を進めていくに当たり、調査・審査事務として、1、奈良県国土強靱化地域計画に関すること、2、地域防災計画の推進に関すること、3、治水対策・土砂

災害対策等の推進に関することが挙げられております。もちろんハードに関わることは、常任委員会の建設委員会等がありますので、そちらで予算的な措置もされながら、実際に形として出来上ってくるかと思えます。そういう意味で、ポイントをこの3つに限るわけではありませんが、所管事項のソフト的な面について、県が行えることなどを、皆さんと一緒に議論・検討して、イニシアティブを示していける場にできればと思えます。今日、皆さんからいただいた避難所の今後の在り方も非常に大事なことなので、進めていければと思えます。

○小泉委員 今年、奈良県文化財防火対策推進条例が策定されました。これは火災が中心で、地震や水害に対して文化財をどのように守っていくかという条例ではないわけです。そういう点で、この委員会でも意見具申をしながら条例制定をしていければありがたいと思っております。

○清水委員長 今、小泉委員から貴重な意見をいただきました。奈良県の場合は特に水害ですが、私は王寺町に住んでいるのですけれども、雨が降れば現地を確認に行くというのが習慣になっています。県指定文化財や、当然、国指定文化財もあるわけですが、それらが水に浸かったらどうなるのか、水害から守るためにどうしたらよいのかということは、本当に大きな課題だと思えます。現地に置きっ放しであれば、恐らく浸かってしまうので、どこかに避難させないといけません。そうすると、誰が避難させるのか、避難先はどこなのかとなってくるわけですから、それらを踏まえて条例を策定するのも一つの方法だと思えます。

それでは、まとめさせていただきますけれども、皆さんからいただいた意見の中では、特に避難所の運営に当たって、県として積極的にどのように関与したらよいのか、具体的な事例も含めて、今後、検討していくということだと思えます。先ほどからの発言にありますように、災害対策基本法の法律の谷間、あるいは法律の壁を県が乗り越えるために、何をしたらよいのかがネックだと思えますので、今後、この点について具体的な事例の検討を進めていき、一層、奈良県の防災対策に資するよう議論していただければと思えますのでよろしく願います。

そういう方向でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

これをもちまして、委員間討議を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終わります。